

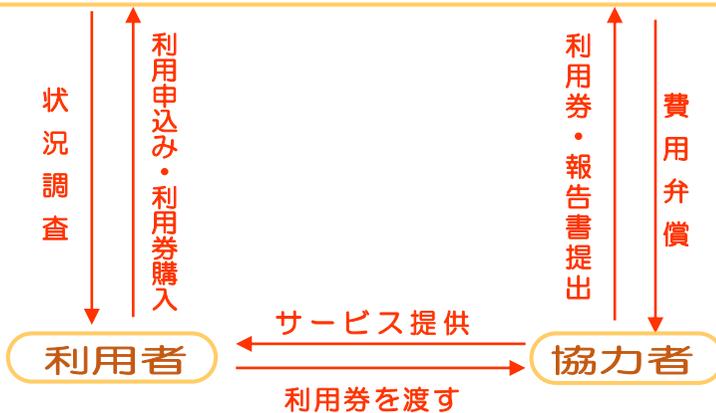
# 『ふれあい・まごころサービス』事業

## 『ふれあい・まごころサービス』事業とは？

- 日常生活上の困難を少しでも軽減するために、町民の参加と協力により行う「有償」のサービス事業です。
- 事業を担う「協力者」と「利用者」は、斜里町民であることが前提です。

## 『ふれあい・まごころサービス』事業のしくみ

### 社会福祉法人 斜里町社会福祉協議会



## 在宅福祉サービス総合保険に加入

- 協力者が活動中にケガをしたり、利用者にケガを負わせた場合などに備えて「在宅福祉サービス保険」に加入します。掛け金は、社会福祉協議会が負担します。
- 協力者は、事務連絡費として50円をサービス提供回数に応じて社会福祉協議会に納めていただきます。

## 協力者への費用代償として

- 協力者としてサービスの提供をなさった方には、1時間当たりの利用料金相当額をお支払いいたします。

- 協力者の報酬「謝礼」を時間数に預けておき、将来利用者になったとき相当分のサービスを受けることができます。(福祉バンク)

## サービスの内容は？

### 【家事援助サービス】

- ① 食事の世話
- ② 住居等の掃除、整理整頓
- ③ 衣類の洗濯、補修
- ④ 家具、器具の手入れ
- ⑤ 買い物
- ⑥ 外出、通院などの介助
- ⑦ その他、必要な家事

### 【介護援助サービス】

- ① 食事の介助
- ② 排泄の介助
- ③ 衣類着脱の介助
- ④ 入浴の介助
- ⑤ 身体の清拭、洗髪
- ⑥ 通院などの介助

### 【相談・助言等のサービス】

- ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
- ② その他、必要な相談、助言

## サービス利用時間・料金は？

### 【利用時間】

- ・ 早 朝 午前7時00分～午前9時00分
- ・ 昼 間 午前9時00分～午後5時00分
- ・ 夜 間 午後5時00分～午後9時00分

《年末年始(12月31日～1月5日)は、原則としてサービスの提供はお休みです》

### 【利用料金】

- ・ 家事援助サービス 1時間につき 800円
  - ・ 身体介護サービス 1時間につき 1,200円
- 1時間を基本とし、1時間を越える場合は30分毎に加算する。  
《早朝・夜間は、それぞれ200円割増》

## 利用申込み

- ・ 申込みは、電話で結構です。(社協からお伺いします。)
- ・ 詳しいことは、**社会福祉協議会**〔23-4704〕<sup>よなおい</sup>へお問い合わせ下さい。